

改 正 案

現 行

都市緑地法施行令

都市緑地保全法施行令

（収用委員会の裁決の申請手続）

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条 都市緑地法（以下「法」という。）（第七条第六項（法第十条第二項（法第十六条及び第二十三条において準用する場合を含む。））、第十三条及び第二十一条において準用する場合を含む。））の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

第一条 都市緑地保全法（以下「法」という。）（第四条第六項（法第七条第二項において準用する場合を含む。））の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二条 法第八条第一項第五号及び第十四条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（法第五条第一項ただし書の政令で定める行為）

第二条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(届出を要しない緑地保全地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第四条 法第八条第九項第九号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。)
- 二 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。)(の新築、改築又は増築)
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
 - ハ 次に掲げる屋外広告物(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)(の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築

(法第五条第一項第五号の政令で定める行為)

- 第二条の二 法第五条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)(又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)(の堆積とする。

- (1) 国又は地方公共団体（港灣法に規定する港務局を含む。）が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
- (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- 二 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）
- ホ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）
- 三 次に掲げる土地の形質の変更
 - イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）
 - ロ 地下における土地の形質の変更
- 四 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 五 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再

生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

八 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

(5) 水面の埋立て又は干拓

二 森林法第三十四条第二項の許可を受けて行う行為

（開発許可を受けた開発行為により確保された緑地に準ずる緑地）

第五条 法第十条第一項第二号イ（法第十六条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める緑地は、都市計画法第五十八

条第一項の規定に基づく条例（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（第四条第四号イに掲げる基準が定められているものに限る。）の規定による許可を受けた宅地の造成等（同令第三条第一項第三号の宅地の造成等をいう。）により確保された緑地とする。）

（許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第六条 法第十四条第九項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
- 八 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (1) 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。）が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (2) 日常生活に關し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- 二 その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが一・五メートルを超えるものを除く。）
- 二 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

（法第五条第九項第六号の政令で定める行為）

第三条 法第五条第九項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
- 八 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (1) 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。）が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (2) 日常生活のために必要な屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- 二 その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
- 二 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 建築物以外の工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定めるものを除く。）の新築、改築又は増築

(3) 高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(4) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

八 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次の

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えない独立木の伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

五 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 建築物以外の工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物以外のもの新築、改築又は増築

(3) 高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(4) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

八 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げ

いずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築（特定新築等を除く。）

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐又は択伐（林業を営むために行うものを除く。）

(5) 水面の埋立て又は干拓

二 森林法第三十四条第二項の許可を受けて行う行為

（特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額）

第七条 法第三十一条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の施設の整備に係る国庫補助金の額）

第八条 法第三十一条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルと

るものを除く。

(1) 建築物の新築、改築又は増築。ただし、物置、作業小屋等の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものを除く。

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成（(1)ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐又は択伐。ただし、林業を営むために行うものを除く。

(5) 水面の埋立て又は干拓

二 森林法第三十四条第二項の許可を受けて行う行為

（国庫補助金の額）

第三条の二 法第十条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

第三条の三 法第十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

する。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(緑化率の規制の対象とならない増築の範囲)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

(緑化率の最低限度)

第十一条 法第三十五条第八項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。

- 一 十分の一・五
- 二 一から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第七項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)(又は第八十六条の二第二項の規定に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値

(報告及び立入検査)

第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（地区計画等緑化率条例による制限）

第十三条 法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。）による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定

二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定

三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の

日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定

四 法第三十五条第三項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

(公共施設等の用に供する土地)

第十四条 法第四十五条第一項の政令で定める土地は、道路、鉄道、河川、公園その他これらに類する公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの用に供する土地並びに農地、採草放牧地及び森林とする。

(市民緑地の規模)

第十五条 法第五十五条第一項の政令で定める規模は、同項の申出に係る土地(その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。)の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百平方メートルとする。

(市民緑地に係る国庫補助金の額)

第十六条 法第五十六条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(法第十四条第一項の政令で定める土地)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める土地は、道路、鉄道、河川、公園その他これらに類する公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの用に供する土地並びに農地、採草放牧地及び森林とする。

(法第二十条の二第一項の政令で定める規模)

第五条 法第二十条の二第一項の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 都市公園の設置（第一条 第九条）</p> <p>第二章 都市公園の管理（第十条 第二十一条）</p> <p>第三章 工作物等の保管の手續等（第二十二条 第二十七条）</p> <p>第四章 都市公園に関する費用（第二十八条 第三十一条）</p> <p>第五章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第一章 都市公園の設置</p> <p>（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）</p> <p>第三条 都市公園法（以下「法」という。）<u>第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。</u></p> <p>（表略）</p> <p>（<u>立体都市公園の設置基準</u>）</p> <p>第四条 <u>法第二十一条の政令で定める立体都市公園の設置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該立体都市公園を徒歩により容易に利用することができるように傾斜路、階段、昇降機その他の経路によつて道路、駅その他の公衆の利用に供する施設と連絡していること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 都市公園の設置（第一条 第九条）</p> <p>第二章 都市公園の管理（第十条 第二十一条）</p> <p>第三章 都市公園に関する費用（第二十二条 第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第一章 都市公園の設置</p> <p>（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）</p> <p>第三条 都市公園法（以下「法」という。）<u>第三条第二項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。</u></p> <p>（表略）</p>

二 標識の設置又はこれに準ずる適当な方法により、当該立体都市公園の設置場所及びそこに至る経路を明示すること。

第五条 略

(許容建築面積の特例)

第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害心急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 百分の十

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物 百分の二十

2・3 略

第七条 略

第四条 略

(許容建築面積の特例)

第五条 都市公園に前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設を設ける場合においては、当該休養施設、当該運動施設、当該教養施設又は当該都道府県立自然公園の利用のための施設で建築物であるもの限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2・3 略

第六条 略

第七条 削除

(都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項)

第九条 法第二条の二の政令で定める事項は、都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日とする。

第二章 都市公園の管理

(公園管理者の権限の代行)

第十条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 略

三 法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。

四 法第二十二條第一項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、国土

(都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項)

第九条 法第二条の二の政令で定める事項は、都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日とする。

第二章 都市公園の管理

(公園管理者の権限の代行)

第十条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 略

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、国土

交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可

二 略

三 法第二十二條第一項の規定による協定の締結

四 法第二十六條第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

五 法第二十七條第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

(法第十一條第四号の政令で定める行為)

第十八條 法第十一條第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 略

(法第十二條第一項第三号の政令で定める行為)

第十九條 法第十二條第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

(国の設置に係る都市公園の使用料の徴収)

第二十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項（法第三十三條第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第九条（法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」とい

交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可

二 略

三 法第十一條第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

(法第十条の二第四号の政令で定める行為)

第十八條 法第十条の二第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 略

(法第十条の三第一項第三号の政令で定める行為)

第十九條 法第十条の三第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

(国の設置に係る都市公園の使用料の徴収)

第二十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項（法第二十三條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第九条（法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」とい

う。()につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。

一・二 略

2 略

第三章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第二十二条 法第二十七条第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第二十三条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該公園管理者の事務所に掲示すること。
- 二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものにつ

う。()につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。

一・二 略

2 略

いては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十七条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。

2 | 公園管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該公園管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第二十四条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、公園管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十五条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がなく工作物等その他競争入札に付することが適当でないとして認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第二十六条 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そつとすときは、その入札期日の前日から起算して少

なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該公園管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 公園管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十七条 公園管理者は、法第二十七条第四項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により保管した工作物等（法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第四章 都市公園に要する費用

第二十八条 略

第二十九条 略

第三章 都市公園に要する費用

第二十一条 略

第二十二条 略

第三十条 略

(都市公園に関する費用の補助額)

第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一～四 略

五 運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。)

六～八 略

九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。)に設けられるものに限る。)

第五章 雑則

(損失補償の裁決申請手続)

第三十二条 法第二十八条第三項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載し

第二十四条 略

(都市公園に関する費用の補助額)

第二十五条 法第十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一～四 略

五 運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第四条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。)

六～八 略

九 第四条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。)に設けられるものに限る。)

第四章 雑則

(損失補償の裁決申請手続)

第二十六条 法第十二条第三項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した

た裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一〇五（略）

（権限の委任）

第三十三條 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十條第二項及び法第三十一條の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 略

二 法第三十三條第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を定め、及び同條第六項の規定により協議をすること。

三 法第三十四條第一項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

四 略

五 第二十九條及び第三十條の規定により負担すべき額を納付すべき旨及び負担すべき負担金の予定額を通知すること。

附則

（公園施設に関する制限等に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現に権原に基づいて設けられている既設公園施設（法附則第三項に規定する既設公園施設をいう。以下この項において同じ。）が、第八條第一項から第三項までの規定に適合していない場合においても、当該公園施設は、それらの規定にかかわらず、この政令の施行の日以後においてもなお存置することができる。この政令の施行の際現に権原に基づいて新設、増設又は移転の工事が行われて

裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一〇五（略）

（権限の委任）

第二十七條 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十條第二項及び法第二十一條の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 略

二 法第二十三條第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を定め、及び同條第五項の規定により協議をすること。

三 法第二十四條第一項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

四 略

五 第二十三條及び第二十四條の規定により負担すべき額を納付すべき旨及び負担すべき負担金の予定額を通知すること。

附則

（公園施設に関する制限等に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現に権原に基づいて設けられている既設公園施設（法附則第三項に規定する既設公園施設をいう。以下この項において同じ。）が、第七條第一項から第三項まで又は第五項の規定に適合していない場合においても、当該公園施設は、それらの規定にかかわらず、この政令の施行の日以後においてもなお存置することができる。この政令の施行の際現に権原に基づいて新設、増設又は移転の工事が行

いる既設公園施設についても、同様とする。

われている既設公園施設についても、同様とする。

改 正 案

現 行

<p>（近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）</p> <p>第一条の二 法第七条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。</p> <p>（届出を要しない保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）</p> <p>第二条 法第七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築物の改築又は増築（改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築</p>	<p>（法第八条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第一条の二 法第八条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。</p> <p>（法第八条第四項第二号の政令で定める行為）</p> <p>第二条 法第八条第四項第二号の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ五メートル及び十平方メートル以下であるもの</p> <p>二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築</p>
--	---

(略)

日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物

二 (略)

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。)

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更(高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。)

ロ (略)

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ (略)

ホ 高さが十五メートル以下の独立木(一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。)の伐採

ヘ (略)

五 (略)

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

・ (略)

(略)

日常生活のために必要な屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物

二 (略)

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートル以下であるもの

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ロ (略)

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ (略)

ホ 高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えない独立木の伐採

ヘ (略)

五 (略)

六 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が六十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

・ (略)

高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

八 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

（略）

宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

・（略）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 （略）

九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十～十七 （略）

十八 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

十九～二十五 （略）

二十六 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十七 都県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

八 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

建築物の新築、改築又は増築。ただし、物置、作業小屋等の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものを除く。

（略）

宅地の造成（ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

・（略）

（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）

第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 （略）

九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十～十七 （略）

十八 国又は地方公共団体が行なう有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

十九～二十五 （略）

二十六 市町村が行なう消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十七 都県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水

<p>防管理団体が行^レつ水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十八〜三十一 (略)</p> <p>(国庫補助金の額)</p> <p>第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>防管理団体が行^なう水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十八〜三十一 (略)</p>
---	--

改 正 案

現 行

<p>（近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為） 第四条 法第八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一・二（略）</p>	<p>（法第九条第一項第四号の政令で定める行為） 第四条 法第九条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一・二（略）</p>
<p>（保全区域整備計画に基づいて行う行為） 第五条 法第八条第四項第一号の政令で定める行為は、第二条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為とする。</p>	<p>（法第九条第四項第一号の政令で定める行為） 第五条 法第九条第四項第一号の政令で定める行為は、第二条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行なう行為とする。</p>
<p>（届出を要しない近郊緑地保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為） 第六条 法第八条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築 イ（略） ロ 建築物の改築又は増築（改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。） 二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築 イ・ロ（略）</p>	<p>（法第九条第四項第二号の政令で定める行為） 第六条 法第九条第四項第二号の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築 イ（略） ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ五メートル及び十平方メートル以下であるもの 二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築 イ・ロ（略）</p>

八 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築（略）

日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物

二（略）

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが三メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

ロ（略）

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ（略）

ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採

ヘ（略）

五（略）

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ（略）

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれに

八 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築

（略）

日常生活のために必要な屋外広告物

二（略）

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートル以下であるもの

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが三メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ロ（略）

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ（略）

ホ 高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えない独立木の伐採

ヘ（略）

五（略）

六 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が六十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ（略）

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を

も該当しないもの

・ (略)

高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

八 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

(略)

宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

・ (略)

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十～十七 (略)

十八 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

十九～二十五 (略)

二十六 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）によ

除く。

・ (略)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

八 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

建築物の新築、改築又は増築。ただし、物置、作業小屋等の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものを除く。

(略)

宅地の造成（ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

・ (略)

（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）

第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十～十七 (略)

十八 国又は地方公共団体が行なう有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

十九～二十五 (略)

二十六 市町村が行なう消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に

る消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十七 府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十八～三十一 （略）

（国庫補助金の額）

第八条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

よる消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十七 府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行なう水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十八～三十一 （略）

改 正 案	現 行
<p>（地域地区について都市計画に定める事項）</p> <p>第四条 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、美観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。</p> <p>（立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設）</p> <p>第六条の二 法第十一条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地</p> <p>三 六 略</p> <p>第七条の七 略</p>	<p>（地域地区について都市計画に定める事項）</p> <p>第四条 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、美観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。</p> <p>（立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設）</p> <p>第六条の二 法第十一条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 五 略</p> <p>（法第十二条の五第六項第三号の政令で定める土地の利用に関する事項）</p> <p>第七条の七 法第十二条の五第六項第三号の政令で定める事項は、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項とする。</p> <p>第七条の八 略</p>

(都道府県が定める都市計画)

第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区(第十四条第三号)において「近郊緑地特別保全地区」という。)を除く。(で面積が十ヘクタール以上のもの)

2 略

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)
第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
略	略
市街化調整区域内において定める地区計画	一～四 略 五 建築物等に関する事項のうち、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの

(都道府県が定める都市計画)

第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区(第十四条第二号)において「近郊緑地特別保全地区」という。)を除く。(で面積が十ヘクタール以上のもの)

2 略

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)
第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
略	略
市街化調整区域内において定める地区計画	一～四 略 五 建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの

略	六略
略	

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一・二 略

三 地区計画において法第十二条の五第六項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

(法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

四 略

略	六略
略	

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一・二 略

三 地区計画において第七条の七の保全に関する事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

(法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 略

改正案	現行
<p>（法第九条の四及び第九条の六の政令で定める施設） <u>第六条 略</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第七条 法第十条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 沿道地区計画において法第九条第六項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採</p> <p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為</u></p>	<p>（法第九条第六項第三号の政令で定める沿道の整備に関する事項） <u>第六条 法第九条第六項第三号の政令で定める事項は、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項とする。</u></p> <p>（法第九条の四及び第九条の六の政令で定める施設） <u>第六条の二 略</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第七条 法第十条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 沿道地区計画において前条の保全に関する事項が定められている土地の区域 木竹の伐採</p> <p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p>

三
略

二
略

改 正 案

現 行

（集落地区施設）

第三条 法第五条第三項の政令で定める施設は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設（第七条第一号において「都市計画施設」という。）以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（法第五条第四項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）

第四条 法第五条第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてその集落地域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の区域を整備し、又は保全するため必要がある場合における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物その他の工作物（第五条、第六条及び第八条において「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。

（集落地区施設）

第三条 法第五条第三項の政令で定める施設は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設（第八条第一号において「都市計画施設」という。）以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

（法第五条第四項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）

第四条 法第五条第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてその集落地域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の区域を整備し、又は保全するため必要がある場合における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物その他の工作物（第六条、第七条及び第九条において「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。

（法第五条第四項第三号の政令で定める土地の利用に関する事項）

第五条 法第五条第四項第三号の政令で定める事項は、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項とする。

（届出を要する行為）

第五条 法第六条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行つ当該各号に定める行為とす

（届出を要する行為）

第六条 法第六条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行つ当該各号に定める行為とす

<p>る。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 集落地区計画において法第五条第四項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採</p> <p>第六条・第七条 略</p> <p>(法第六条第一項第五号の政令で定める行為)</p> <p>第八条 法第六条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為</p> <p>四 略</p> <p>第九条～第十四条 略</p>	<p>る。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 集落地区計画において前条の保全に関する事項が定められている土地の区域 木竹の伐採</p> <p>第七条・第八条 略</p> <p>(法第六条第一項第五号の政令で定める行為)</p> <p>第九条 法第六条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 略</p> <p>第十条～第十五条 略</p>
--	--

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進
（第三条 第七条）

第三章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画（第八条 第十三条）

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十四条）

第三節 防災街区計画整備組合（第十五条 第二十一条）

第四章 防災街区整備事業

第一節 総則（第二十三条）

第二節 施行者

第一款 総則（第二十四条・第二十五条）

第二款 個人施行者（第二十六条）

第三款 防災街区整備事業組合（第二十七条 第二十九条）

第四款 事業会社（第三十条）

第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第三十
一条）

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等（第三十二条・第三十三条）

第二款 権利変換手続（第三十四条 第四十七条）

第三款 費用の負担（第四十八条）

第四款 雑則（第四十九条 第五十二条）

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十三条 第五

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進
（第三条 第七条）

第三章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画（第八条 第十四条）

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十五条）

第三節 防災街区計画整備組合（第十六条 第二十三条）

第四章 防災街区整備事業

第一節 総則（第二十四条）

第二節 施行者

第一款 総則（第二十五条・第二十六条）

第二款 個人施行者（第二十七条）

第三款 防災街区整備事業組合（第二十八条 第三十条）

第四款 事業会社（第三十一条）

第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第三十
二条）

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等（第三十三条・第三十四条）

第二款 権利変換手続（第三十五条 第四十八条）

第三款 費用の負担（第四十九条）

第四款 雑則（第五十条 第五十三条）

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十四条 第五

十六条

第六章 防災街区整備推進機構（第五十七条・第五十八条）

第七章 雑則（第五十九条・第六十条）

附則

（届出を要する行為）

第十条 法第三十三条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三略

四 防災街区整備地区計画において法第三十二条第四項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域内においてする木竹の伐採

第十一条・第十二条 略

（法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為）

第十三条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 略

二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

十七条

第六章 防災街区整備推進機構（第五十八条・第五十九条）

第七章 雑則（第六十条・第六十一条）

附則

（法第三十二条第四項第三号の政令で定める土地の利用に関する事項）

第十条 法第三十二条第四項第三号の土地の利用に関する事項で政令で定めるものは、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項とする。

（届出を要する行為）

第十一条 法第三十三条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三略

四 防災街区整備地区計画において前条の保全に関する事項が定められている土地の区域内においてする木竹の伐採

第十二条・第十三条 略

（法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為）

第十四条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 略

三 略

第十四条～第二十八条 略

(事業組合に置かれる審査委員)

第二十九条 第二十六条の規定は、事業組合に置かれる審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「総会の議決を経て」と読み替えるものとする。

(事業会社の選任する審査委員)

第三十条 第二十六条の規定は、事業会社が選任する審査委員について準用する。

第三十一条～第四十三条 略

(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替規定)

第四十四条 法第二百五十四条第一項の場合においては、第三十五条の見出し中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び同条中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権(以下この条において単に「地上権」という。)」とあるのは「防災施設建築敷地」と、同条中「地上権の共有持分」とあるのは「防災施設建築敷地の共有持分」と、「地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築敷地」とあるのは「防災施設建築敷地にあつては当該防災施設建築敷地」と、「地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の

二 略

第十五条～第二十九条 略

(事業組合に置かれる審査委員)

第三十条 第二十七条の規定は、事業組合に置かれる審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「総会の議決を経て」と読み替えるものとする。

(事業会社の選任する審査委員)

第三十一条 第二十七条の規定は、事業会社が選任する審査委員について準用する。

第三十二条～第四十四条 略

(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替規定)

第四十五条 法第二百五十四条第一項の場合においては、第三十六条の見出し中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び同条中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権(以下この条において単に「地上権」という。)」とあるのは「防災施設建築敷地」と、同条中「地上権の共有持分」とあるのは「防災施設建築敷地の共有持分」と、「地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築敷地」とあるのは「防災施設建築敷地にあつては当該防災施設建築敷地」と、「地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の

利用価値」とあるのは「防災施設建築敷地にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値」とする。

第四十五条～第五十九条 略

(事務の区分)

第六十条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうちに掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十五条に規定する事務（独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二十四条及び第五十二条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十五条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

三 第二十七条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務

利用価値」とあるのは「防災施設建築敷地にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値」とする。

第四十六条～第六十条 略

(事務の区分)

第六十一条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうちに掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

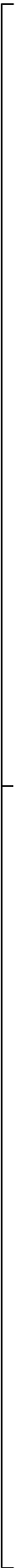
二 第二十六条に規定する事務（独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務



改正案	現行
<p>（法第五百八十六条第二項第二十五号の二の土地） 第五十四条の三十の二 法第五百八十六条第二項第二十五号の二に規定する政令で定める土地は、<u>都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定による特別緑地保全地区内の土地のうち、地方交付税法施行令第一条各号に掲げる施設の用に供する土地以外の土地とする。</u></p> <p>附則</p> <p>（市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等） 第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。 一・二 略 三 <u>都市緑地法第十二条の規定による特別緑地保全地区の区域内の農地</u> 四・五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（法第五百八十六条第二項第二十五号の二の土地） 第五十四条の三十の二 法第五百八十六条第二項第二十五号の二に規定する政令で定める土地は、<u>都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の規定による緑地保全地区内の土地のうち、地方交付税法施行令第一条各号に掲げる施設の用に供する土地以外の土地とする。</u></p> <p>附則</p> <p>（市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等） 第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。 一・二 略 三 <u>都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区の区域内の農地</u> 四・五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案

現 行

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第二十二條 略

2 } 1 略

1 2 法第三十三條第一項第三号の三に規定する政令で定める規定は、密

集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第四十三條の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十二條第三項の規定とする。

1 3 } 2 1 略

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二條の七 略

2 法第三十四條第二項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等

（同条第一項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）
 が、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七條第三項の規定により、市町村又は同法第六十八條第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九條第一号八に掲げる業務を行うもの（民法第三十四條の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第二十二條 略

2 } 1 略

1 2 法第三十三條第一項第三号の三に規定する政令で定める規定は、密

集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第四十四條の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十二條第三項の規定とする。

1 3 } 2 1 略

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二條の七 略

2 法第三十四條第二項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等

（同条第一項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）
 が、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第三項の規定により、市町村又は同法第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第二十條の七第一号に掲げる業務のうち都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内の緑地の買取りを行うもの（民法第三十四條の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的を

る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限り。）とする。

一 略

二 当該買い取つた土地等が、当該機構に係る都市緑地法第六十八条第一項の指定をした都道府県知事の属する都道府県の区域内に存する同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区内の土地等であること。

三 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四 略

2 } 0 略

1 1 法第六十二条の三第三項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一・二 略

三 防災街区計画整備組合が次に掲げる事業を施行する場合における当該事業の区分に応じ当該防災街区計画整備組合が行うそれぞれ次に定める譲渡

イ・ロ 略

八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業 同法第二百二十一条若しくは第二百二十二条の規定により当該防災街区計画整備組合に帰属した土地等（同法第二百九条第四項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百十條第四項の規定により権利変換計

もつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限り。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限り。）とする。

一 略

二 当該買い取つた土地等が、当該機構に係る都市緑地保全法第二十条の六第一項の指定をした都道府県知事の属する都道府県の区域内に存する同法第三条第一項に規定する緑地保全地区内の土地等であること。

三 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四 略

2 } 0 略

1 1 法第六十二条の三第三項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一・二 略

三 防災街区計画整備組合が次に掲げる事業を施行する場合における当該事業の区分に応じ当該防災街区計画整備組合が行うそれぞれ次に定める譲渡

イ・ロ 略

八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業 同法第二百二十一条若しくは第二百二十二条の規定により当該防災街区計画整備組合に帰属した土地等（同法第二百九条第四項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百十條第四項の規定により権利変換計

画において当該防災街区整備事業に係る施行者たる当該防災街区
計画整備組合に帰属するように定められたものに限る。の譲渡
又は同法第二百五十五条第四項、第二百五十六条第三項若しくは
第二百五十七条第三項の規定により取得した土地等の譲渡

1 2
4 1
略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第三十九条 略

2 7
略

8 法第六十四条第一項第三号の三に規定する政令で定める規定は、密
集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三
条の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の
促進に関する法律第二百二十二条第三項の規定とする。

9 9
2 略

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特
別控除)

第三十九条の四 略

2 略

3 法第六十五条の三第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土
地等(同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。)が
、都市緑地法第十七条第三項の規定により、市町村又は同法第六十八
条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一
号八に掲げる業務を行うもの(民法第三十四条の規定により設立され
た法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金
額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款に
おいて、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は

画において当該防災街区整備事業に係る施行者たる当該防災街区
計画整備組合に帰属するように定められたものに限る。の譲渡
又は同法第二百五十五条第四項、第二百五十六条第三項若しくは
第二百五十七条第三項の規定により取得した土地等の譲渡

1 2
4 1
略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第三十九条 略

2 7
略

8 法第六十四条第一項第三号の三に規定する政令で定める規定は、密
集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十四
条の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の
促進に関する法律第二百二十二条第三項の規定とする。

9 9
2 略

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特
別控除)

第三十九条の四 略

2 略

3 法第六十五条の三第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土
地等(同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。)が
、都市緑地保全法第八条第三項の規定により、市町村又は同法第二十
条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第二十条の
七第一号に掲げる業務のうち都市計画法第四条第二項に規定する都市
計画区域内の緑地の買取りを行うもの(民法第三十四条の規定により
設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一
以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又

当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。

一 略

二 当該買い取つた土地等が、当該機構に係る都市緑地法第六十八条第一項の指定をした都道府県知事の属する都道府県の区域内に存する同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区内の土地等であること。

三 略

（相続税の延納に伴う利子税の特例の対象となる土地の範囲等）

第四十条の九 略

2 略

3 相続税法施行令第十四条第三項の規定は前項に規定する土地の価額の占める割合について、同令第二十八条の二の規定は相続税法第三十八条第一項の規定の適用を受ける延納相続税額のうち法第七十条の九第一項に規定する特別緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超え、又はこれに不足するときについて、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十八条の二第一項中「不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第一号口に掲げる税額とその他の部分の延納相続税額」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の九第一項（特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例）に規定する特別緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の延納相続税額（同法第七十条の八第一項（計画伐採に係る相続税の延納等

は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。

一 略

二 当該買い取つた土地等が、当該機構に係る都市緑地保全法第二十条の六第一項の指定をした都道府県知事の属する都道府県の区域内に存する同法第三条第一項に規定する緑地保全地区内の土地等であること。

三 略

（相続税の延納に伴う利子税の特例の対象となる土地の範囲等）

第四十条の九 略

2 略

3 相続税法施行令第十四条第三項の規定は前項に規定する土地の価額の占める割合について、同令第二十八条の二の規定は相続税法第三十八条第一項の規定の適用を受ける延納相続税額のうち法第七十条の九第一項に規定する緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超え、又はこれに不足するときについて、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十八条の二第一項中「不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第一号口に掲げる税額とその他の部分の延納相続税額」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の九第一項（緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例）に規定する緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の延納相続税額（同法第七十条の八第一項（計画伐採に係る相続税の延納等の特例）に規

の特例)に規定する森林計画立木部分の税額を除く。以下この条において同じ。)と、「当該不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二條第一項第一号口に掲げる税額」とあるのは「租税特別措置法第七十條の九第一項に規定する特別緑地保全地区等内土地部分の税額」と、同條第二項中「不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二條第一項第一号口に掲げる税額」とあるのは「租税特別措置法第七十條の九第一項に規定する特別緑地保全地区等内土地部分の税額」と読み替えるものとする。

定する森林計画立木部分の税額を除く。以下この条において同じ。)と、「当該不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二條第一項第一号口に掲げる税額」とあるのは「租税特別措置法第七十條の九第一項に規定する緑地保全地区等内土地部分の税額」と、同條第二項中「不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二條第一項第一号口に掲げる税額」とあるのは「租税特別措置法第七十條の九第一項に規定する緑地保全地区等内土地部分の税額」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 五 略</p> <p>六 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第七條第三項</p> <p>七 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第八條第三項</p> <p>八 十一 略</p> <p>十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項</p> <p>十三 二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（第二十三條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 五 略</p> <p>六 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第八條第三項</p> <p>七 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第九條第三項</p> <p>八 十一 略</p> <p>十二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五條第八項</p> <p>十三 二十四 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第九条（同法第三十</u> <u>三条第四項）</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>五・六 略</p> <p>七 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第七</u> <u>条第三</u> <u>項</u></p> <p>八～十 略</p> <p>十一 <u>都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八</u> <u>条第七項及び</u> <u>第八項、第十四条第八項並びに第三十七</u> <u>条第二</u> <u>項</u> <u>十二～二十三 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第九</u> <u>条（第二十三</u> <u>条第三項）</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>五・六 略</p> <p>七 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第八</u> <u>条第三</u> <u>項</u></p> <p>八～十 略</p> <p>十一 <u>都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五</u> <u>条第八</u> <u>項</u> <u>十二～二十三 略</u></p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十 三 条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>五・六 略</p> <p>七 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三 号）第八条第三項</p> <p>八～十 略</p> <p>十一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び 第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項</p> <p>十二～二十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（第二十三 条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>五・六 略</p> <p>七 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三 号）第九条第三項</p> <p>八～十 略</p> <p>十一 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項</p> <p>十二～二十三 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>五～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第八項</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の許可</p> <p>五～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地保全法第五条第一項、第九条の七、第十八条及び第二十条第四項</p>

<p>まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条並びに第五十四条</p>	<p>第四項</p>	<p>五〇十七略</p>
<p>都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条</p>	<p>十七の二</p>	<p>十八略</p>
<p>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十</p>	<p>十八の二</p>	<p>三略</p>
<p>近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律</p>	<p>十八の三</p>	<p>二百三号）第十四条</p>
<p>十九〇三十一略</p>	<p>二・三略</p>	<p>二・三略</p>
<p>五〇十七略</p>	<p>十八略</p>	<p>十九〇三十一略</p>
<p>二・三略</p>	<p>二・三略</p>	<p>二・三略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇 略</p> <p>十三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項</u></p> <p>十四〇二十九 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇 略</p> <p>十三 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条第八項</u></p> <p>十四〇二十九 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>十一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項</u></p> <p>十二〇二十三 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>十一 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条第八項</u></p> <p>十二〇二十三 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の特令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>八・九 略</p> <p>十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十一号）第八條第三項</p> <p>十一～十四 略</p> <p>十五 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項</p> <p>十六～二十七 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の特令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（第二十三條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>八・九 略</p> <p>十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十一号）第九條第三項</p> <p>十一～十四 略</p> <p>十五 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五條第八項</p> <p>十六～二十七 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項</u></p> <p>七～十四 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条第八項</u></p> <p>七～十四 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項</u></p> <p>五～十一 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条第八項</u></p> <p>五～十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p>第三条 法第百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）</p> <p>四〇七 略</p> <p>（行政財産等を管理する者等）</p> <p>第四条 法第百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇四 略</p> <p>五 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）</p> <p>六〇九 略</p>	<p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p>第三条 法第百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市公園、公園予定地及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第二十三条第三項に規定する公園予定地及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）</p> <p>四〇七 略</p> <p>（行政財産等を管理する者等）</p> <p>第四条 法第百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇四 略</p> <p>五 都市公園、公園予定地及び予定公園施設 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）</p> <p>六〇九 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び 第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十 九条第一項の規定に基づき条例の規定による処分</p> <p>五～三十一 略</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の 許可</p> <p>五～三十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第十条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区</u>（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）<u>第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律</u>（昭和四十二年法律第三百三号）<u>第六条第二項の近郊緑地特別保全地区</u>以外のものであつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）</p>	<p>第十条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の緑地保全地区</u>（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）<u>第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律</u>（昭和四十二年法律第三百三号）<u>第六条第二項の近郊緑地特別保全地区</u>以外のものであつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）</p>

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地）</p> <p>第九条 法第三十条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十二条第四項に規定する公園予定区域内の土地</p> <p>七 十一 略</p>	<p>（公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地）</p> <p>第九条 法第三十条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第二十三条第三項に規定する公園予定地</p> <p>七 十一 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次<small>の</small>法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>十一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項）において準用する場合を含む。）</p> <p>十二〇二十三 略</p> <p>二十四 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第七條第三項</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第八條第三項</p> <p>二十七〇二十九 略</p> <p>三十 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項</p> <p>三十一〇四十五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次<small>の</small>法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十 略</p> <p>十一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第二十三條第三項）において準用する場合を含む。）</p> <p>十二〇二十三 略</p> <p>二十四 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第八條第三項</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第九條第三項</p> <p>二十七〇二十九 略</p> <p>三十 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五條第八項</p> <p>三十一〇四十五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第九条（同法第三十条）</u>第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>六・七 略</p> <p>八 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第七條第三項</u></p> <p>九 略</p> <p>十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三十一号）<u>第八條第三項</u></p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 <u>都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項</u></p> <p>十四～二十五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第九条（第二十三條第三項）</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>六・七 略</p> <p>八 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）第八條第三項</u></p> <p>九 略</p> <p>十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三十一号）<u>第九條第三項</u></p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 <u>都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五條第八項</u></p> <p>十四～二十五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次 of 法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）<u>第七</u>条第三項</p> <p>九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十一号）<u>第八</u>条第三項</p> <p>十～十三 略</p> <p>十四 <u>都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八</u>条第七項及び<u>第八</u>項、<u>第十四</u>条第八項並びに<u>第三十七</u>条第二項</p> <p>十五～二十五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次 of 法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）<u>第八</u>条第三項</p> <p>九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十一号）<u>第九</u>条第三項</p> <p>十～十三 略</p> <p>十四 <u>都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五</u>条第八項</p> <p>十五～二十五 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十八～三十一 略</p> <p>三十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項</p> <p>三十三～六十一 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十八～三十一 略</p> <p>三十二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項</p> <p>三十三～六十一 略</p> <p>2・3 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十三 略</p> <p>十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十七条第二項</p> <p>十五～二十一 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十三 略</p> <p>十四～二十 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項</u></p> <p>十八～二十二 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条第八項</u></p> <p>十八～二十二 略</p> <p>2～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十三 略</p> <p>二十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十七条第二項</p> <p>二十五 〓 四十 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 〓 二十三 略</p> <p>二十四 〓 三十九 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構が法第十八条第一項第二号に定める工事を施行する場合には、同条第二項の規定により機構が都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第三十四条第一項</u>に規定する地方公共団体である公園管理者（以下単に「公園管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市公園法第六条第一項又は第三項（これらの規定を同法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び同法第八条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>二 都市公園法第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。</p> <p>三 都市公園法第十条第二項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。</p> <p>四 都市公園法第二十二條第一項の規定により協定を締結し、及び当該協定の目的となる建物を管理すること。</p> <p>五 都市公園法第二十六條第二項若しくは第四項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七條第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限り、同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、若しくは措置を命じ、又は同法第二十七條第三項前段（同法第三十三条</p>	<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構が法第十八条第一項第二号に定める工事を施行する場合には、同条第二項の規定により機構が都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）<u>第二十四條第一項</u>に規定する地方公共団体である公園管理者（以下単に「公園管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市公園法第六条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び同法第八条（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>二 都市公園法第九条（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。</p> <p>三 都市公園法第十条第二項（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。</p> <p>四 都市公園法第十一条第一項（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限り、同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、若しくは措置を命じ、又は同法第十一条第三項前段（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に</p>

第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

六 都市公園法第二十七条第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により工作物等を保管し、同法第二十七條第五項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第二十七條第六項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により工作物等を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第二十七條第七項（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により工作物等を廃棄すること。

七 都市公園法第二十八條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

2 略

3 機構は、第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を公園管理者に通知しなければならない。

（権限の代行の期間）

第十一條 第七條から前條までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八條第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同條第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 略

二 第八條第一項第七号に掲げる権限

行わせること。

五 都市公園法第十二條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

2 略

3 機構は、第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を公園管理者に通知しなければならない。

（権限の代行の期間）

第十一條 第七條から前條までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八條第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同條第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 略

二 第八條第一項第五号に掲げる権限

三・四 略

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～六 略

七 都市公園法第九条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

八～十二 略

十三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

十四～二十八 略

2 略

三・四 略

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～六 略

七 都市公園法第九条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)

八～十二 略

十三 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条第八項

十四～二十八 略

2 略

改 正 案	現 行
<p>（公共土木施設）</p> <p>第一条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。） 第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 公園 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第百九十号）第三十一条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第二号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</p>	<p>（公共土木施設）</p> <p>第一条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。） 第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 公園 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第百九十号）第二十五条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第二号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</p>

改正案

現行

別表第一（第三十八条関係）

別表第一（第三十八条関係）

項	十一	十二	十三
事業の区分	略	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する都市公園の用地の取得及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第百九十号）第三十一条各号に掲げる公園施設（都市公園法第二条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。）	略
国庫の負担又は補助の割合	略	十分の五	略

項	十一	十二	十三
事業の区分	略	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する都市公園の用地の取得及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第百九十号）第二十五条各号に掲げる公園施設（都市公園法第二条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。）	略
国庫の負担又は補助の割合	略	十分の五	略

改 正 案

現 行

<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第六条 法第二二十五条第一項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号。以下「令」という。）<u>第四十五条</u>又は<u>第四十七条</u>において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び第十条第一項において同じ。）の規定による土地の表示の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一の申請書でしなければならない。</p> <p>2 法第二二十五条第一項の規定によつてする土地の表示の登記、所有権保存の登記、法第二十二條第一項の規定による地上権設定の登記、法第二十二條第三項の規定による停止条件付権利移転の仮登記及び法第二十四條（令第四十三條）において読み替えて適用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定により存するものとされた担保権等の設定その他の登記（以下「担保権等登記」という。）の申請は、土地ごとに、同一の申請書でし、かつ、前項の登記の申請と同時にしなければならない。</p> <p>3）5 略</p> <p>（旧建物についての登記の申請）</p> <p>第七条 法第二二十五条第二項（令第四十五条又は第四十七条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建物についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一</p>	<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第六条 法第二二十五条第一項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号。以下「令」という。）<u>第四十六条</u>又は<u>第四十八条</u>において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び第十条第一項において同じ。）の規定による土地の表示の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一の申請書でなければならない。</p> <p>2 法第二二十五条第一項の規定によつてする土地の表示の登記、所有権保存の登記、法第二十二條第一項の規定による地上権設定の登記、法第二十二條第三項の規定による停止条件付権利移転の仮登記及び法第二十四條（令第四十四條）において読み替えて適用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定により存するものとされた担保権等の設定その他の登記（以下「担保権等登記」という。）の申請は、土地ごとに、同一の申請書でし、かつ、前項の登記の申請と同時になければならない。</p> <p>3）5 略</p> <p>（旧建物についての登記の申請）</p> <p>第七条 法第二二十五条第二項（令第四十六条又は第四十八条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建物についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一</p>
--	--

2
略
の申請書でしなければならない。

2
略
の申請書でなければならない。

